

2019年4月23日

株主の皆さまへ

名古屋市中区錦一丁目18番22号
マックスバリュ中部株式会社
代表取締役社長 鈴木 芳知

「第46期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第46期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、謹んでお知らせいたします。

記

1. 株主総会参考書類 11 ページ

第1号議案 吸収合併契約承認の件

別紙2-①-1 マックスバリュ東海株式会社第13回新株予約権の内容

【訂正前】

5. その他新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。
ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使できるものとする。

【訂正後】

5. その他新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。
ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使できるものとする。
(ア) 当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
(イ) 当社とマックスバリュ中部株式会社（以下、「MV中部」という。）との間で2019年4月10日付で締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV中部の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過す

る日まで、権利行使することができるものとする。

(ウ) 合併契約締結後、合併契約に定める効力発生日の前日までにMV中部の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。

2. 株主総会参考書類 18 ページ

第1号議案 吸収合併契約承認の件

3. 会社法施行規則第182条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

①本合併に際して交付する株式の数及び株式の割当ての相当性に関する事項

2) 割当ての内容の根拠等

【訂正前】

②算定の概要

本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社は株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を、MV中部は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「YCG」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、本格的な検討を開始いたしました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

そして、MV東海においては、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びMV中部と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます。）である中西安廣氏、立石雅世氏並びに、イオン及びMV中部と利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、当社の企業価値向上、本合併における合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手續の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取

得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、当社の第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、当社の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

MV中部においては、イオン及び当社と利害関係を有しないMV中部の社外取締役であり、かつ、独立役員である高島健一氏、矢部謙介氏、並びにイオン及び当社と利害関係を有しないMV中部の社外監査役であり、かつ、独立役員である清水良寛氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、本合併における合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するMV中部の決定がMV中部の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、MV中部の第三者算定機関であるYCGによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、MV中部の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

【訂正後】

②算定の概要

本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、MV東海は株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）を、MV中部は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「YCG」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、本格的な検討を開始いたしました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

そして、MV東海においては、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びMV中部と利害関係を有しないMV東海の社外取締役であり、かつ、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます。）である中西安廣氏、立石雅世氏並びに、イオン及びMV中部と利害関係を有しないMV東海の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、MV東海の企業価値向上、本合併における合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するMV東海の決定がMV東海の少数株主にとって不利益でないと判断さ

れる旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、MV東海の第三者算定機関であるAGSコンサルティングによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、MV東海の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

MV中部においては、イオン及びMV東海と利害関係を有しないMV中部の社外取締役であり、かつ、独立役員である高島健一氏、矢部謙介氏、並びにイオン及びMV東海と利害関係を有しないMV中部の社外監査役であり、かつ、独立役員である清水良寛氏から2019年4月10日付で受領した本合併の目的、本合併における合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手續の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併に関するMV中部の決定がMV中部の少数株主にとって不利益でないとの判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、最終的に本合併比率が、MV中部の第三者算定機関であるYCGによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、MV中部の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

3. 株主総会参考書類 19 ページ

第1号議案 吸収合併契約承認の件

3. 会社法施行規則第182条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

①本合併に際して交付する株式の数及び株式の割当ての相当性に関する事項

2) 割当ての内容の根拠等

【訂正前】

③存続会社の資本金及び準備金の額の相当額に関する事項

本合併により当社の資本金の額は増加しません。準備金の取扱いは、当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

【訂正後】

③存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併によりMV東海の資本金の額は増加しません。準備金の額については、会社計算規則第35条に定めるところに従って、当社とMV東海が協議の上、MV東

海が決定いたします。

4. 株主総会参考書類 20 ページ

第1号議案 吸収合併契約承認の件

3. 会社法施行規則第182条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

①本合併に際して交付する株式の数及び株式の割当ての相当性に関する事項

2) 割当ての内容の根拠等

【訂正前】

記載無し

【訂正後】

⑤及び⑥を追加

⑤公正性を担保するための措置

本合併においては、イオンがMV東海及びMV中部それぞれの親会社であることから、本合併は両社にとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断しました。

MV東海及びMV中部は、上記②記載のとおり、それぞれ独立した第三者算定機関を選定し、合併比率算定書を取得しました。

⑥利益相反を回避するための措置

本合併は、イオンがMV東海及びMV中部それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するためとして以下の措置を実施しております。

1)MV東海における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

上記②記載のとおり、イオン及びMV中部と利害関係を有しないMV東海の社外取締役であり、かつ、独立役員である中西安廣氏及び立石雅世氏並びにイオン及びMV中部と利害関係を有しないMV東海の社外監査役であり、かつ、独立役員である小坂田成宏氏から、本合併に係る割当ての内容は公正であり、本合併はMV東海の少数株主にとって不利益ではないと判断される旨の意見書をMV東海取締役会に対して提出しております。

2)MV東海における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認

並びに監査役全員の異議がない旨の意見

2019年4月10日開催のMV東海取締役会において、本合併に関する議案は、MV東海取締役全員一致により承認可決されており、かつ、MV東海の監査役4名のうち利害関係を有する橋本幸一氏、南館忠夫氏及び居城泰彦氏の3名を除く1名が、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

3)MV中部における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

上記②記載のとおり、イオン及びMV東海と利害関係を有しないMV中部の社外取締役であり、かつ、独立役員である高島健一氏及び矢部謙介氏並びにイオン及びMV東海と利害関係を有しないMV中部の社外監査役であり、かつ、独立役員である清水良寛氏から、本合併に係る割当ての内容は公正であり、本合併はMV中部の少数株主にとって不利益ではないと判断される旨の意見書をMV中部取締役会に対して提出しております。

4)MV中部における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

2019年4月10日開催のMV中部取締役会において、本合併に関する議案は、MV中部取締役全員一致により承認可決されており、かつ、MV中部の監査役4名のうち利害関係を有する太田年和氏、本間三男氏及び福井恵子氏の3名を除く1名が、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

5. 監査報告 75 ページ

監査役会の監査報告書 謄本

【訂正前】

監査役 福井恵子 ⑩

【訂正後】

監査役 (社外監査役) 福井恵子 ⑩

以上